

第 615 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 16 年 3 月 12 日（金） 14：00～15：15
2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
3 議 題

(1) 答申事項

- 諮問第 294 号の答申「2005 年農林業センサスの計画について」（案）

- (2) 部会報告
(3) その他

4 配布資料

- 1) 諮問第 294 号の答申「2005 年農林業センサスの計画について」（案）
2) 部会の開催状況
3) 指定統計調査の承認等の状況（平成 16 年 2 月分）
4) 平成 16 年 1 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 52 巻・第 1 号）
5) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、清水委員、
新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省鈴木統計調査部長、厚生労働省牧原企画課長、農林水産省山本統計部長、
同河崎統計企画課長、経済産業省石田統計企画室長、国土交通省矢島企画調整室長、
東京都平間経済統計課長

《会長が議事に関係があると認めた者》

農林水産省西村センサス統計室課長補佐

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

6 議 事

(1) 答申事項

- 諮問第 294 号の答申「2005 年農林業センサスの計画について」（案）

総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官が資料 1 の答申（案）の朗読を行った。続いて、須田農林水産統計部会長が、審議経過及び答申（案）の説明を行った。

須田部会長）昨年 12 月 12 日の第 612 回統計審議会では諮問された「2005 年農林業センサスの計画について」は、農林水産統計部会で 1 月 8 日から 2 月 23 日までの間に 5 回にわたり審議し、答申案を取りまとめた。このうち、2 月 16 日に開催した第 92 回、2 月 23 日に開催した第 93 回の農林水産統計部会について、御手元に配布している資料 2 の結果概要により報告させていただく。

第 92 回、第 93 回とも、調査対象を経営体概念で一元的に把握しようとする今回の計画について、「農林業経営体」の概念・定義、一世帯複数経営の判定手順に時間をかけて審議を行った。

まず、第92回部会では、前回からの「農林業経営体」の概念・定義について審議検討を行った結果、更に明確化が必要ということで、次回の部会で決着することとした。調査体系、調査票及び調査事項、調査系統及び調査方法並びに集計・公表についても審議したが、このうち調査事項については、委員、専門委員の意見を事務局で取りまとめたものを一括して調査実施者で検討し、その検討結果を審議する方式をとった。また、答申案の作成に向けて、答申案骨子について審議を行った。

次に、第93回の部会では、調査対象の概念・定義並びに調査票及び調査事項について最終的な審議を行った後、答申案について審議を行った。その結果、答申案については、部会での意見を踏まえ、一部文言の修正を行うこととした上で、部会として了承された。なお、部会における主な意見については、答申案の補足説明の中で説明させていただく。

それでは、資料1の答申案の内容について御説明する。

まず、「1(1) 調査体系の整備」についてであるが、「ア 農林業センサスの調査体系の再編成」、「イ 農林業経営体調査の産業統計としての整備」、そして「ウ 農山村地域調査の整備」の三つの柱で調査体系の整備について評価した。

前回センサスの「農業事業体調査」と「林業事業体調査」を統合し、「農林業経営体調査」に一本化する計画については、農業及び林業の経済活動を同一調査票で一元的に把握し、農林業の生産活動に係る産業統計の整備を図るものであり、おおむね適当とした。そして、「農業集落調査」と「林業地域調査」を統合し、「農山村地域調査」に一本化する計画についても、農山村地域の実態を一つの調査で総合的に把握するものであり、おおむね適当とした。さらに、従来10年周期で行っていた林業及び地域に係る調査を5年周期で実施する計画についても、森林・林業基本計画の見直しに対応したものであり、おおむね適当とした。

今回センサスは、「農林業経営体調査」と「農山村地域調査」の2種類で構成されているが、作成される統計について見ると、1番目には今回の改正によって整備される農林業の生産活動や経営に関する産業統計、2番目に従来から作成されてきた農家・林家に関する世帯統計、及び3番目に農山村に関する地域統計の3種類に大別・整理される。このことは、「結果利用に際しての使い勝手や分かりやすさが大きく向上するものと期待できる。」としている。

答申案の2ページ目の「イ 農林業経営体調査の産業統計としての整備」については、本センサスを農林業経営に関する産業統計として整備するため、今回は、1)農林業経営体を調査単位とした調査へ移行する、2)調査事項も産業統計としてふさわしい内容に改める、という計画である。

「農林業経営体」を調査単位とした調査にすることについては、従来の農家ベースでとらえていた調査を農林業に係る経営活動の単位である経営体をとらえる調査に改めるということであり、日本標準産業分類にいう「事業所」に近い概念でとらえる調査に移行させるということである。この「事業所」に近い概念とは、経済活動が単一の経営主体の下で一定の場所、区画を占めて行われるという標準産業分類の「事業所」の考え方に近づくという意味である。つまり、一つの農家内に二つの経営主体がいれば2経営体とカウントするというものである。しかしながら、「事業所」の考え方に

近づくとっても完全に一致するわけではなく、現状では集落営農のような「事業所」概念ではとらえきれないものもある。

部会では、この「農林業経営体」という概念は「事業所」概念に近づいているが、産業統計という点から見れば過渡的な概念ではないかという意見があったが、全体として見ると、今回センサスは他の産業統計との整合性を高め、生産活動や経営を重視した産業統計として整備を図るものと認められ、おおむね適当とした。

また、今回の改正は非常に大規模なものであり、調査票の最終案で簡易な試験調査を行って、計画内容を確認することが望ましいとの部会での指摘を踏まえ、本センサスの実施に先立ち、「農林業経営体調査に係る試験調査」を実施することを求めた。この点については、調査実施者において既に準備が進められていると伺っている。

次に、答申案の3ページ目の「(2) 調査対象の概念・定義・範囲」についてであるが、まず「ア 農林業経営体の概念・定義」については、当初の計画案では3)のところで、「他の経営体とは独立して管理運営を行っている経済活動の単位」とされていたが、部会では「1)農林産物の生産又は委託を受けて農林業作業を行い、2)生産(作業)に係る面積・頭数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者、組織の場合は代表者」と定義するよう、修正を求めた。

また、農家に係る調査で一世帯複数経営の場合の判定についても、部会で繰り返し議論した。

一世帯複数経営の場合の判定については、調査対象の判定手順を調査の手引等に明記し、外形基準による判定を行った後、「1)独立した経営責任者が複数存在する、2)それぞれの収支に独立性が認められる」とされた場合に、複数の経営体があると整理することが適当とした。なお、当初、部門が複数に分かれているかどうかという場合の部門をどう定義するかが議論されたが、作物の品目を部門という場合、同じ作物でも露地と施設とで違うなど様々であり定義できないので、部門を判定基準に入れないのが適当とした。

農林業経営体の外形基準の導入は、前回センサスの統計審議会答申を踏まえた改正であり、適当とした。自給的農家等については、調査客体候補名簿により把握し、農家・林家に関する必要な統計を作成、提供するものであり、適当とした。

ただし、外形基準に関連して、今後、本センサスが産業統計として農林業経営の活動に着目した統計を目指すのなら、調査対象に販売実績のない農家が含まれることは問題であり、販売農家の下限の見直しを検討する必要があるのではないかという意見があったので、御紹介しておきたいと思う。

次に、答申案4ページの「(3)の調査票及び調査事項」についてであるが、農林業経営体調査票については、本審議会でも御意見を頂いたが、調査対象により記入箇所が異なるので、案内表示、色分け、設問の配置、調査票の設計等について改善を図り、分かりやすい記入の手引を作成することを求めた。

それについては、参考資料の4の1の調査票を御覧いただければ、農業はベージュ、林業はグリーンで色分けされている。調査票の2ページ目、3ページ目の世帯に関する調査事項は、農家・林家に関する統計の連続性を確保するものであり、おおむね適当とした。しかし、世帯主との続柄は、部会での指摘を踏まえ、国勢調査の分類区分

に準じるよう修正を求めた。

農業経営に関する事項については、報告者の正確な記入の確保、母集団情報の提供等の要請を踏まえ、次の点について見直しを求めた。

1 番目に、一世帯複数経営の場合、その世帯の中で子が親所有の土地を使用している場合、所有面積をどのように記入するのか明確にする必要があり、また農業用機械については、フローとしてその実利用台数をカウントする必要がある、などの部会での指摘を踏まえ、各経営体の土地面積の定義や農業用機械の利用台数の定義を明確化すべきこと。

2 番目に、「環境保全型農業への取組」に関する各種の統計調査を効率的に設計するため、取組の有無だけでなく、より細かい区分での母集団情報が必要であり、農薬、肥料等に関する取組の有無を把握すること。

3 番目に、「農業労働力」を年間の従事日数別に把握することは報告者負担の増大になり、調査の簡素・効率化の観点から、「常雇い」、「臨時雇い」及び「手間替え・ゆい・手伝い」については、実人数と従事日数の合計の把握にとどめること。

4 番目に、農林業の販売金額は粗収益とすることの意味が分かりにくいため、「農産物の販売金額（売上高）」に変更すること。林業経営に関する事項については、販売金額の把握は農業と同様、「林産物の販売金額（売上高）」とすることなどの修正を求めた。

農山村地域調査票について、1)「地域資源を活用した交流事業の取組」は、「交流事業のタイプ別取組状況」を把握すること、2)地域資源を活用した施設の利用者数のうち、観光農園、農家民宿及び農家レストランは市区町村での正確な把握が困難と考えられるため、農林業経営体調査票において事業者から直接把握することの修正を求めた。

「(4) 調査系統及び調査方法」については、調査系統を地方公共団体経由の調査員調査と農林水産省地方統計組織経由の職員調査とする計画はスリム化計画の指摘に沿った改正を行うものであり、おおむね適当とした。

「(5) 集計・公表」については、国勢調査等、他の調査結果及び調査区情報等と合わせて地域データベースを整備する計画であるなど、総合的な分析が可能となることから、適当とした。

「2 今後の課題」では、次回センサスに向けて検討すべき課題を記述した。

「(1) 調査対象の概念・定義・範囲の検討」では、一つ目は、今回初めて農林業経営体についての調査を実施するわけであるが、本センサスの産業統計としての性格付けをより一層高めるためには、例えば、他の産業統計と整合した調査対象の概念・定義とすることなどについて引き続き検討することを求めている。

二つ目に、「農林業経営体」を調査単位とする調査の正確性、有効性について、今回の調査結果を踏まえ、十分検証することとしている。具体的には、特に審査・集計段階で調査結果に問題がないか等の検証を行うことを求めている。

「(2) 調査の重点化・簡素効率化の一層の推進」では、今回の調査結果を踏まえて、統計調査として全数把握すべき事項を精査し、調査の重点化・簡素効率化を図ること。特に、林業に関する調査事項については、その重点化・簡素効率化を検討することを

求めている。

「(3) 他の産業統計等とのデータリンケージによる統計の整備」では、会社等の法人における農林業の経済活動の実態把握には開設年や資本金等は必要との考えの下に、会社の本社の名称、所在地をキー項目にするなどして、本センサスの農林業の法人データと事業所・企業統計調査の法人データとのデータリンケージを行い、必要な統計の整備について検討することを求めている。

以上、今回センサスの計画については、計画の一部修正を求めたものがあるほかは事前の試験調査の実施も求めている。これは新しい概念での初めての調査ということで、本調査の重要性にかんがみ、その円滑な実施と正確な統計作成を求めたものである。

また、今後の課題については、次回 2010 年（平成 22 年）の世界農林業センサスに向けて、調査実施部局には十分な検討・改善を図ってもらいたいと考えている。

〔質 疑〕

廣松委員) 「農林業経営体調査票」において、農家ないし林家に関して 2 ページ、3 ページの

【1】において世帯に関する調査事項があるが、2 経営体の場合には、それぞれが同じことを書くことになるのか。

須田部会長) 一世帯に一つだけで結構である。一世帯に二つの経営体がある場合は、一つの経営体が書けばいい。

飯島委員) 今回の御説明で、私はそれなりによく理解できたと思う。特に、今回の調査は、農業の担い手に焦点を当てた調査であることは明確になったと思う。それが農家と一世帯で見た場合には、単独なのか複数なのかという言い方になっていると思う。

調査票の 2 枚目に、農業経営又は林業経営の経営主と後継者について調査するところがある。ここは、例えば、経営主は実はまだ遺産相続も済んでおらず、青色申告も親父がやっているが、それは家にいるだけの名誉会長のような者であり、実際には息子夫婦が経営をやっているような場合、これを企業経営に置き換えると前者が「CEO」（最高経営責任者）に対して、後者が「COO」（最高執行責任者）となる。実態面から言うと、明らかに息子が農業の担い手で実際にやっているわけであるが、納税申告とか財産という視点から見ると、表面的には依然として親父の名前が出ている。そういう場合は、どちらを経営主として書くのか。

西村課長補佐) 今の点については、後者の息子を経営主としてとらえて調査をさせていただきたいと考えている。

竹内会長) 飯島委員の御質問に関して、ちょっと伺いたいのが、参考 2 の一番後ろのページに

「農林業経営体調査における調査対象の判定手順」というものがあるが、要するに複数の経営があるかどうかというような話において、「農林業経営の責任者はどなたですか」ということで、責任者が 2 人いれば二つの経営、さらに収支が別になっていれば二つの経営であるという形になる。概念的にはこれでいいと思うが、聞き方の手順としては、いきなり「農林業経営の責任者はどなたですか」と尋ねたら、今の飯島委員の発言からすると、税務署に届け出したりするときの一応建前としての責任者は「私です」という話になってしまい、二つ経営体があっても二つ目が出てこないままになってしまう可能性があると思う。だから、必ずしもこのとおりではなく、本当に

経営が複数あるのかどうかを先にうまく聞き出してから経営の責任者のことを聞かないといけないと思う。その辺は、実際の「調査の手引」にはどのように記載されるのか少し詳しく伺っておきたい。

西村課長補佐) 参考2の判定手順については、これを整理した段階では、要するに一つの世帯で明らかに経営の責任者が1人しかいないというような場合には、さらに複数いるかどうかを判定すること自体が意味をなさなくなるので、まず2人以上そういう経営をしておられる方がいるかどうかを明確にした上で、そこから複数になるかどうかを判定しようという意味で整理し、このようなフローにさせていただいた。今のお話で、いわゆる税申告の問題や土地所有の問題などの指摘があったので、資産の所有者や税の申告者が機械的に調査対象とならないように、手引の中でもう少し整理をしたい。明らかに所有が別で、名義が本人のものでなくても、それを使って農業生産を行っている者をきちっととらえていくというように、入口の段階で整理をした上で調査票を配布して調査をしていただくよう、これから作成する手引についても注意をしてみたいと考えている。

竹内会長) そう言っていただければもちろん結構であるが、そういうことにしないとなかなか難しいと思う。経営上、建前としての経営責任者というのがあり、それは必ずしも経営の実態の責任者でない場合もあるので、そこは十分整理していただければいいと思う。

新村委員) 調査票の色刷りのものを今初めて拝見して、最初のものより大分見やすくなったと思うが、この中で一世帯複数経営体の場合、二つ目の経営体はどこからどこまでを記入するのか。

西村課長補佐) 一世帯に複数経営があった場合、二つ目の経営の方は、この表紙は別にして、あとは4ページ以降を記入していただくという形になる。

新村委員) 4ページの下半分ということか。上半分はどうか。

西村課長補佐) 上半分も、例えば、帳簿をつけているとか税申告を行っているという場合もあるで、それぞれ経営ごとに書いていただくという整理になる。

新村委員) そのときに、答申の中に土地の重複計上をしないという話があったが、ここで例えば親の田を息子が使って、別の収支で経営しているという場合、この田は、所有者は親だから「借りている」ということになるのか。

西村課長補佐) 一世帯複数経営の問題が出ているが、一世帯一経営の場合も、例えば、父親所有の土地を実質的に息子が全部経営しているというような場合には、今までのセンサスにおいては、それは息子の所有という整理をしていた。今回、一世帯複数経営という整理になったときに、その問題がかなりクローズアップされてくるわけであるが、この場合にあっても、やはり便宜的に実質その資産を使って経営をしている者の所有とみなして整理したいと考えている。

新村委員) ただ、所有と聞くとやっぱり所有権みたいな感じで見られるが、それは「記入の手引」でそういう指導をするということか。

西村課長補佐) 一応、本番で調査票をお配りする際には、「調査票の記入の仕方」を用意しようと思っている。この中で、書き込めるものについては極力書き込みたい。さらに、それで不足する部分については、調査員の方のための手引等も用意しようと思っており、

特に一世帯複数経営の場合に注意を要する事項については、その辺をきちっと書き込み、該当する経営体に当たったときには、特にその点について注意をしていただくように会議等でこちらの方から御説明をして、そういう対応をお願いしたいと考えている。

廣松委員) 関連の質問であるが、一世帯で二つ経営体がある場合に、調査票のフェースシートの1ページ目に「経営主の氏名または農林業経営体の名称」という欄があるが、ここはそれぞれ別々に書くのか。

西村課長補佐) そのとおり。表紙のところは、別々に記入していただくことになる。調査票の2ページ目、3ページ目には、どちらか一方で、世帯としての情報を整理していただき、4ページ目以降は、それぞれの経営ごとに分けて記入をしていただくというふうを考えている。

竹内会長) その二つの調査票は、一緒にして提出していただくということか。

西村課長補佐) 最終的に経営体としての統計をまとめるものと、あとは二つの経営体で一つの農家という整理ができるので、それはまとめて出すことも併せて考えていこうと思っている。

竹内会長) そういう意味では、二つの調査票はバラバラにはならないように一緒をしているのか。

西村課長補佐) そのとおり。それで、表紙の一番上のところに、経営体の基本指標番号というのがあり、経営体の番号を4けたとっているが、頭の3けたと下1けたは使い分けをして、下1けたでその一世帯の中で複数経営が分かるような枝番という形で整理をして、最後にそれを合わせて一農家の統計を作ることを考えている。

竹内会長) 一つの農家であれば、経営体が二つある場合には頭の3けたは同じということか。

西村課長補佐) そのとおり。

飯島委員) センサスは5年ごとに行うが、今回の調査というのは、先ほどからお話があるように、農家の担い手、後継者の有無とその在り方の問題をベースに置いた調査をしたいということで、今後も、同じような基本的なスタンスで継続性の原則に沿った調査がなされるのか。あるいは5年後には、むしろ逆に食料安全保障の方がはるかに重要であるとして、農業の製品別の作付面積を主体にした調査に切り替えるべきだというふうに調査目的が変更になるような場合においても、本調査の継続性から、今回のこの様式で両方とも使い分けができると判断してよろしいか。

河崎課長) そのところは、現在、「食料・農業・農村基本計画」の見直しを行っているところであり、方向性から言えば、現行の担い手に焦点を当てた政策を打っていく方向であるので、おそらく5年後にあっても、そういうことは継続されると思う。ただ、おっしゃるように、食料問題がいろいろと緊急性を増すというようなことになれば、そういったものも項目として増やしていくことはあると思うが、センサスは基本統計であるので、やはり維持すべきものはきちんと維持をしていきたいと思っている。

飯島委員) 後者の場合の食料安全保障的なものについても、いろいろ主要作物を書いており、素人の私が見ても両方の目的に合致するのではないかと思ったのでお伺いした。

しかも、都道府県別に特徴のあるものを書きなさいということも非常にいいと思う。やっぱり、地域おこし、町おこし、村おこしというのが盛んに行われており、そうい

う面において、県なら県、地域なら地域の特徴ある農産物の製品の特化へという動きがある中で、こういう問題も一つの動きではないかなという感じでこれを見ていた。竹内会長) 今、飯島委員のおっしゃったことはもっともであるが、やはりこれはセンサスであるから、その時その時に非常に緊急の問題になったものは、それなりにサンプル調査をやらなければいけないこともある。そういう意味では、その際の母集団情報を与えるということがこのセンサスを行う意味だと思う。その点では、ある程度目配りが行き届いているのではないかと思う。

しかし、基本的な方向としては、今後10年か20年ぐらいの間は今作成されている基本計画の線で行くということ的前提にしており、そのほかにいろいろ問題が起こったら、例えば林業の調査などの実施を考える場合に基本的なデータを与えるものとして、このセンサスの資料は十分役に立つという観点で見ればよいと思っている。

基本的な方向として、「経営体」の方向へ行くということは、それはそれで結構なことだと思うが、それが事業所と同じものになるかどうかということについては、「事業所」の概念そのものが必ずしも固定的なものでもない。いわゆる「事業所」という概念が非常にびったりするのは製造業の場合であるが、それに対して必ずしもその概念ではうまくいかない場合には、「事業所」概念そのものを少し変えなければならぬことがある。例えば、建設業などは建設現場というものがあって、現場は非常に動いており、その場合に、現場を「事業所」にできるかということ、できない場合がある。そういう場合は、一体、本社になるのか支社になるのかという話があったり、また、商業でも無人店舗みたいなものをどうするかという話もあり、必ずしも「事業所」というのは一つに決まったものではない面もある。

それから、そもそも「事業所」の定義そのものところで、農業においては、本来、田や畑は「事業所」になるかもしれないが、そうではなくて、それを管理する農家を「事業所」にするというようなことも書いてあるので、なるべく「事業所」の概念は、いろんな分野で整合的になるということが望ましい。だからといって、それを非常に厳密な概念で一つに統一してしまうということは非常に難しく、むしろかえってまずいことになる。そういう意味では、「事業所」の概念の方向にかなり近づいているということで、今回の改正を評価すればいいのであって、何が何でももっと近づくことが望ましいとは必ずしも思っていない。

今回の「経営体」の概念における「経営体」という言葉については、多分言葉の上では疑義もあると思うが、ほかの言葉を使うともっと誤解を招くということもあるので、これはこれとしてよいと考える。

それから、お願いしたいことであるが、こういう概念を変えることに伴う調査現場での混乱が起こらないよう、くれぐれもよく注意してやっていただくことが必要だと思う。一応、小規模の予備調査はやっていただけだが、本来ならもう少し予備調査をやるだけの時間をとってもらいたかったがその時間がなかった。そういう意味では、今後の調査の実施については、今回の経験も踏まえてやっていただくことが必要ではないかと考えている。

清水委員) 特に、答申の「2 今後の課題」のところに記されている正確性・有効性の検証というところは大きな課題であるので、新しい調査票の設計図の中でできる正確性・有

効性の検証というのとは何なのか、これを早急にお考えいただいた方がいいと思う。

西村委員) 全体を見たときに、恐らく農業がこれから一つの産業として非常に重要な役割を果たしていく形になると思うので、そうなったときに特に大規模なものに関しては、ある程度詳細情報というものが必要になってくると思う。産業統計にはそういうやり方があるので、その辺のところが入りやすいような仕組みをこれから考えていただきたい。センサスはセンサスでいいが、それ以上に当座の動きを見るときの詳細情報をどのように集めるかということを考えていただきたいというのが要望である。

菅野委員) 答申の「2 今後の課題」に、「(3) 他の産業統計等とのデータリンケージの統計の整備」というのがあるが、私も正にそのとおりでと思う。このデータの活用をしていただくと、更にいろいろこの統計を使うときの利便性が高まると思う。

そこで、例えば部会等でのディスカッションの模様でもいいが、具体的にこの事業所・企業統計調査等とのデータリンケージを行うとの記述に関し、このような形で進めたいといったような、何か具体的なイメージや方向性みたいなものが示されたのかどうか伺いたい。

須田部会長) 開設年や資本金等のところでは合わせていきたいという議論はあった。

舟岡委員) それに加えて、会社本体として見たとき、どの業種から農林業に展開しているのかについての情報を把握することがこれからは必要となるだろうとか、「事業所・企業統計調査」の会社に関する情報であれば、法人全体の従業員数や、活動の種類が分かるので、その中でどれだけの割合で農林業の活動を営んでいるのかについての情報も重要な意味をもつのではないかという議論が行われている。

菅野委員) 今のいろいろな構造改革の中で、経済特区などで株式会社の農業参入などの話が言われているところであり、これがどういう形で進むかということにもよるが、この辺が日本の農業の産業として見た場合に一つの重要なポイントになると思うので、統計を作る上でも、今後の展望の一つのポイントとしてお考えいただきたいと思う。

舟岡委員) 今回の農林業センサスの変更内容が、次回以降の農林業センサスに継続されることになるので、農家を単位とした農林業から組織的な経営体としての農林業にどのように転換したかが、農林業センサスのデータをパネル化して分析することによって明らかになる。先ほどの清水委員の御指摘とも絡むが、「農家世帯」を対象とする調査から、「農林業経営体」を調査単位とする調査に切り替えたことによってどう対象が変わったのかは、前回の2000年農林業センサスと今回の2005年農林業センサスの結果をパネルデータ化することで、一つの農家世帯であり、かつ複数の農林業経営体である対象を追跡して把握することが可能となり、いかなる属性をもつ農家世帯が複数経営体である可能性が高いかを分析していただけたら、検討課題とされた「検証」にもつながると思うので、よろしくお願ひしたい。

竹内会長) それから、先ほど西村委員が指摘されたことであるが、今後の農林統計上、恐らく動態統計がこれからもっと必要になってくると思う。例えば、製造業では、センサスがあって生産動態統計があってという形になっており、商業についても動態統計があるわけなので、農業に関しても毎月の動態統計をみたいなのがだんだん必要になってくると思う。その場合は、重点的なサンプル調査で十分であり、小さいところまでとらえる必要はないと思うが、今後、そういう形での動態統計を展開していく必要が

あると思う。

最近、テレビを見ていてびっくりしたのは、例えば、卵の出荷でも、事業者が年間に何百万個と出しているようなすごく大きいところがある。ああいう事業者の動態は月ごとでどんどん変わってしまうわけであるから、そういうところを動的につかまえていくということは恐らく必要であると思う。動態統計の今後の発展ということは、これから考えていただく必要があり、そのための基礎的な資料としての構造統計としても、この調査を十分位置付けることができれば良いと思う。

他に御意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択するというようにしてよろしいか。

(異議なしという声あり)

それでは、異議がないようなので、総務大臣に対して答申することとしたい。

ただ今の答申に関して、農林水産省大臣官房の山本統計部長からごあいさつを頂く。(山本統計部長)ただ今、2005年の農林業センサスの計画につきまして御答申を頂き、厚く御礼申し上げます。この間、竹内会長を始め、審議会の委員の皆様方には大変熱心な御議論を頂き、特に、須田部会長を始め、部会の委員の皆様方には5回にわたり、本当に精力的に御議論いただいた。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

答申の中にも出ているように、私どもでは今、基本計画の見直しということで、政策の全般的な見直しを行っている。その中で、これまでの農政から担い手に焦点を当てた、私どもではプロ農業者とかプロ農家という言い方をしているが、そういった農家を対象に直接支払いということも視野に入れながら農政を展開していくということで今いろいろな検討を進めているところである。

そういった中で、私どもの統計の方にも、そういった担い手農家がどのような実態にあるかを直接つかむことが求められているわけであり、今回のような計画をお諮りしたわけである。

この間、特に部会においては、私どもの説明が十分でなかった点もあり、部会長を始め委員の皆様方に大変なお手数をお掛けしたが、お蔭様で私どもの原案よりも更にブラッシュアップした計画とすることができ、重ね重ね御礼申し上げます。

なお、答申でいろいろ御指摘を受けた点については、私どもとしても、これから来年の実施に向けて鋭意準備を進め、円滑な調査が実施できるように努力していくとともに、「今後の検討課題」ということで御指摘いただいた点についても、実査の結果を踏まえて、いろいろ検討して次回にまたお諮りしたいと思っている。

(2) 部会の報告

○ 農林水産統計部会

平成16年2月16日及び2月23日に開催された第92回及び第93回農林水産統計部会(議題:「2005年農林業センサスの計画について」)の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

(3) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成16年2月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「商業動態統計調査」、「鉄道車両等生産動態統計調査」、「小売物価統計調査」、「賃金構造基本統計調査」、「人口動態調査」及び「法人企業統計調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料3による報告が行われた。